厚生労働大臣

経済産業大臣　殿

環境大臣

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第６条第１項第１号の規定により令和○年度第○回に申し出た少量新規化学物質製造・輸入申出書（用途証明書含む）及び提出した少量新規化学物質製造・輸入申出の一部取下げについて（報告）について、誤字脱字等の形式的な不備がある場合、当局担当者による修正を認めます。

氏名又は名称及び法人にあつては、

その代表者の氏名

住所